

# 文科大臣の地方公共団体の長・教委に対する権限 (分権一括法前後の比較)

分権一括法前

分権一括法後

**教育長の任命承認制**  
【大臣→県・政令市】  
(旧地教行法16②)

**廃止**

廃止

**機関委任事務の指揮監督**  
【大臣→長・教委】  
(旧地教行法55)

**廃止**

機関委任事務の廃止により、  
大臣の指揮監督は廃止

(国の地方への一般的な関与は法定されていなかった)

**関与の法定**

**技術的な助言・勧告**  
【大臣→長・教委】  
(地方自治法245の4)

**資料の提出要求**  
【大臣→長・教委】  
(地方自治法245の4)

**措置要求**  
【大臣→長・教委】  
(旧地教行法52)

**他の行政分野  
同様に見直し**

**是正の要求**  
【大臣→長・教委】  
(地方自治法245の5)

発動の要件	○法令違反
	○著しく適正を欠きかつ教育の本来の目的達成の阻害を認めるとき

発動の要件	○法令違反
	○著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるとき

**指導・助言・援助**  
(※必ず行うものとする)  
【大臣→長・教委】  
(旧地教行法48)

**一部変更**

**指導・助言・援助**  
(※必要に応じて行う)  
【大臣→長・教委】  
(地教行法48)

**調査、資料・報告の提出**  
【大臣→長・教委】  
(旧地教行法53,54)

**変更なし**

**調査、資料・報告の提出**  
【大臣→長・教委】  
(地教行法53,54)

## ○教育長の任命承認

### 地教行法第16条

2 都道府県に置かれる教育委員会は、文部大臣の承認を得て、教育長を任命する。

(規定の削除)

## ○機関委任事務

### 地教行法第55条

地方自治法第150条の規定は、教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務のうち、国の機関として管理し、及び執行するものについて準用する。

### 地方自治法第150条

普通地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務については、普通地方公共団体の長は、都道府県にあっては主務大臣、市町村にあっては都道府県知事及び主務大臣の指揮監督を受ける。

(規定の削除)

## ○技術的な助言・勧告、資料の提出要求

(規定なし)

### 地方自治法第245条の4

各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

## ○措置要求・是正の要求

### 地教行法第52条

文部大臣は、地方自治法第246条の2の規定(※内閣総理大臣の措置要求)にかかわらず、地方公共団体の長又は教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、教育の本来の目的達成を阻害しているものと認めるときは、当該地方公共団体の長又は教育委員会に対し、その事務の管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

### 地方自治法第245条の5

各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

## ○指導・助言・援助

### 地教行法第48条

地方自治法第245条第1項又は第4項の規定によるほか、文部大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うものとする。

### 地教行法第48条

地方自治法第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。